

## 令和4年第8回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和4年8月25日(木)  
開 会 午後1時30分 閉 会 午後2時26分
- 2 場 所 羽咋市役所302会議室
- 3 出席委員(10人)  
①岩城 一成 ②屋後 浩幸 ③糺田 幸雄 ⑤松生 朋広  
⑥澤田 稔 ⑦山本 泰夫 ⑨山上 克秀 ⑩四飯弥志宣  
⑪川井 良平 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員(2人)  
④徳和 己嗣 ⑧高田外喜子
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員(3人)  
⑬梶谷 武史 ⑭岡田 耕一 ⑮南 邦夫
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(9人)  
⑭岡田 信夫 ⑮村田 清二 ⑯森田 三男 ⑰悦永 秀雄  
⑱芝田 俊幸 ⑲三宅 一徳 ⑳稲農 幹夫 ㉑瀬戸 明  
㉒石野 公章
- 7 事務局員 清水事務局長、出口次長、石端主事
- 8 付議案件
  - (1) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
  - (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
  - (3) 農地利用集積計画について
  - (4) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 9 議事録署名委員 1番 岩城委員 2番 屋後委員
- 10 会議の結果  
議案3件、報告1件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要  
事務局長 時間になりましたので、ただいまから第8回羽咋市農業委員会総会を開催いたします。  
委員さんの欠席届については出ておりませんが、4番の徳和委員、8番の高田委員が遅れておりまして、高田委員さんはひよっとしたら欠席かも分かりません。  
ただいまの委員の出席者は10名でありまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在籍委員12人の過半数を超える出席でありますので、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。  
それでは、村会長、ご挨拶をお願いいたします。  
会 長 (挨拶)  
事務局長 ありがとうございます。  
それでは、議案の紹介の前に少し、被害が出ました件でご報告いたしますと、22日に専決をさせていただきましたが、農林被害では2,500万円の専決補正をさせていただいております。現在、各地区から被害の状況が上

がってきておりました、それに今対応をしているところでございます。また、委員の皆さんの地元でもそういうものがあつたらまた申し出ていただければと思います。2,500万円の予算はちょっと多めに取っておりますので、対応ができるものは対応したいと思っておりますので、またよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議件についてご案内いたします。

- ・議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
- ・議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- ・議案第3号 農地利用集積計画について
- ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

となっております。

なお、この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をお願ひいたします。

議長 では、これより会議を開きます。

本日の議事録署名員に、1番 岩城委員、2番 屋後委員を指名します。

会議を始める前に、本日上程されている第2号議案整理番号1番につきまして、申請面積が1,000㎡を超える案件となっておりますので、審議する前に全員で現地確認をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 それでは、一旦、暫時休憩いたします。

事務局 1か所と言いましたが、転用ではないんですが、もう1か所、〇〇の工事のところもありますので、そこも見ていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

事務局 すみません。議案書のほうを皆さんお持ちになって、正面にバス回しますのご乗車ください。

#### ( 現 地 視 察 )

事務局 申請地は〇〇町の畑7筆で面積は14,338㎡で転用目的は、太陽光発電用地です。位置図は5頁をご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、売買による所有権移転となっております。

開発面積の全体計画は、農地以外の山林・原野を含めて21,116㎡で、約2.3m×1.1mのパネル3640枚の設置で発電容量は1500kwとなっております。

また、県との雨水排水協議は完了しており、計画地の西に調整池、斜面南にU字溝を敷設し、隣接する中谷川に接続処理となっております。

申請地は、農業振興地域内の農用地外にあり、一団が10ha未満の第2種農地となっております。

なお、生産組合の同意は得ており、隣接する〇〇への説明会も実施済みで、転用許可後に覚書を取り交わす予定となっております。

- 議 長 それでは、会議を再開します。  
「議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 説明する前に、議案書の訂正をお願いします。  
議案書2ページをお開きください。  
農地区分種別、「第2種」から「第3種」に変更をお願いします。  
もう一つ、農地区分該当が「第46条」となっていますが、「第44条第1号」に変更、訂正をよろしくをお願いします。  
それでは、「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」ご説明します。  
整理番号1番の申請地は〇〇町の田1筆で、面積は212㎡です。  
位置図は、3ページをご覧ください。  
申請人は、議案書に記載のとおりです。  
転用目的は、駐車場用地とするための申請となっております。  
申請地は、農業振興地域の農用地外にあり、四方が宅地及び道路に囲まれていることから第3種農地と判断します。  
なお、生産組合の同意を得ています。  
以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。  
担当委員さんのご意見を伺います。  
整理番号1番、〇〇委員さん。
- 担当委員 私のほうから説明させていただきますが、3ページのほうの地図にあるとおり、申請者の倉庫がありまして、駐車場というか車を置くところがないということなので、ご本人の地面であります、斜め前にあります申請地のほうを駐車場にしたいということなので、本人と と確認をしてきました。  
なお、国道沿いなので道路が結構、交通の量も多いものですから、事故だけは気をつけてくれということでお話をしてきました。  
特に問題はないので、いいかなと思います。  
以上です。
- 議 長 ありがとうございます。  
担当委員さんにご異議なしということですが、ほかに委員の皆様、ご意見ございませんか。よろしいでしょうか。
- 全 委 員 異議なし。
- 議 長 では、異議なしと認め、原案どおり上申することに決定してもよろしいでしょうか。
- 全 委 員 異議なし。
- 議 長 では、異議なしと認め、「議案第1号」は原案どおり上申することに決定いたします。

次に、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」ご説明します。

議案書4ページをご覧ください。

整理番号1番は、先ほど皆さんの現地視察で説明したとおりでありますので、省略させていただきます。

整理番号2番の申請地は、〇〇町の畑1筆で、面積は502㎡です。

位置図は7ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、売買による所有権移転となっております。

転用目的は、住宅用地にするための申請となっております。

申請地は、農振地域内の農用地外にあり、一団の農地が10ha未満の第2種農地と判断します。

なお、生産組合の同意を得ています。

以上です。

議長 事務局の説明が終わり、担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号1番、〇〇委員さん。

担当委員 今回の申請については、調査した結果、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 整理番号2番、〇〇委員さん。

担当委員 7ページのほうにありますとおり、住宅地の近くにありますがあります。特に、所有者並びに譲受人のほうと、あるいはまた司法書士の方にも面談をして話を聞きました。

特に問題はないかなと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 整理番号1番、2番とも担当委員さんにご異議なしということですが、他の委員の皆様、ご意見ございませんか。よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしということなので、原案どおり上申してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第2号」は原案どおり上申することに決定いたします。

次に、「議案第3号 農地利用集積計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「農地利用集積計画について」ご説明します。

議案書10ページをご覧ください。

利用権設定の概要です。

今回は田13筆の設定があり、合計面積は15,958㎡です。

権利設定期間別に見ますと、13筆全てが10年以上の権利設定となっております。

ります。

申請件数は、貸手農家が 8 件、借手農家が 3 件となります。

各筆明細の一覧は、議案書の11ページに記載されております。

案件全てが農業経営基盤強化促進法の第18条第 3 項の規定要件を満たしてしております。

以上です。

議長 　　ただいま事務局より説明が終わりました。  
委員の皆様、何かご意見があればよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員 　なし。

議長 　　なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 　異議なし。

議長 　　では、異議なしと認め、「議案第 3 号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「報告第 1 号 農地法第18条第 6 項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「農地法第18条第 6 項の規定による通知について」ご説明します。

議案書12ページをご覧ください。

解約される農地は田 5 筆で、面積は4,395㎡です。

対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は、議案書に記載のとおりです。

以上です。

議長 　　ただいま事務局の説明が終わりました。何かご意見があればお願ひします。

なければ、「報告第 1 号」は報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 　異議なし。

議長 　　では、異議なしと認め、「報告第 1 号」は報告のとおり承認することに決定いたします。

以上で本日の全議案の審議が終了しました。

質問がなければ一旦ここで委員会を閉会し、その他の案件に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員 　はい。

議長 　　それでは、本日の議案審議を閉会します。

終　　了

議事録署名人 会　長

署名人

署名人